

資料

香川県みどりの基本計画 (素案)

平成27年 9月

香 川 県

目 次

第1章	計画に関する基本的事項	
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の対象範囲	2
第2章	県土の特徴とみどりの課題	
1	県土の特徴	3
(1)	地形	3
(2)	気候	3
(3)	社会的状況	3
2	みどりの現状・特徴	5
(1)	森林のみどり	5
(2)	すぐれた自然のみどり	7
(3)	農地のみどり	8
(4)	まちのみどり	8
3	みどりの課題	8
(1)	みどりの変遷	8
(2)	社会の変化を踏まえた「みどり」のあり方	9
第3章	計画策定の基本的な考え方と施策展開の基本方向	
1	計画策定の基本的な考え方	11
2	施策展開の基本方向	12
(1)	森林資源の活用と里山再生の推進	13
(2)	暮らしを支えるみどりの充実	13
(3)	県民総参加のみどりづくり	13
3	施策体系	14
第4章	施策の展開	
1	森林資源の活用と里山再生の推進	15
(1)	森林の整備	15
(2)	県産木材の利用促進	17
(3)	里山再生の推進	18
(4)	森林・林業の担い手育成	20
2	暮らしを支えるみどりの充実	22
(1)	暮らしを守るみどりの保護・保全	22
(2)	すぐれた自然の保護・保全	26
(3)	身近なみどりの整備・管理	29
3	県民総参加のみどりづくり	33
(1)	県民参加の森づくりの推進	33
(2)	みどりを活かした地域づくりの推進	35
第5章	計画の推進	
1	計画の推進体制	38
2	計画の指標	40
3	計画の周知	41

第1章 計画に関する基本的事項

1 計画策定の背景・趣旨

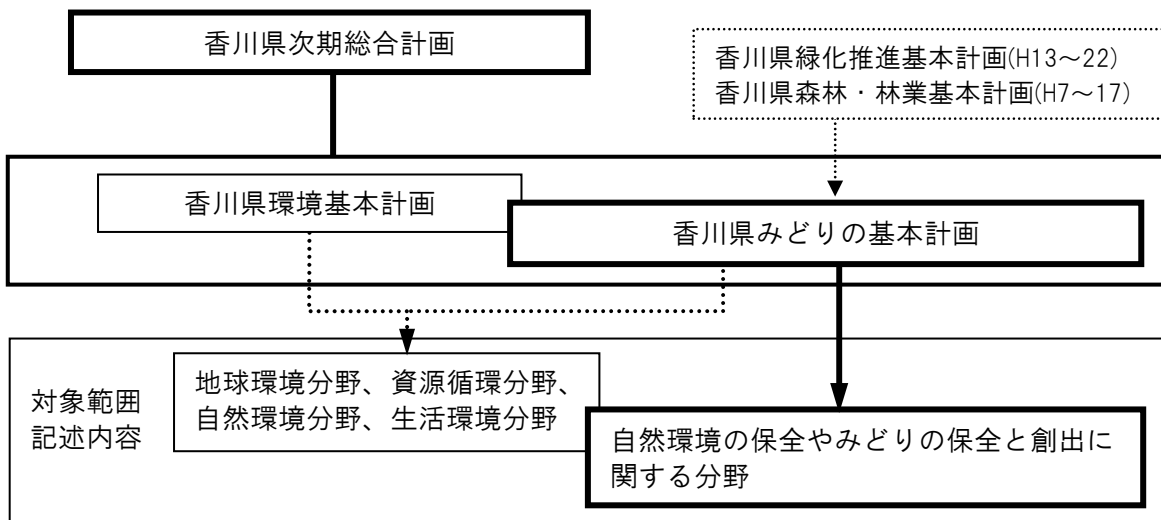
本県では、21世紀にふさわしい水と緑に恵まれた美しい郷土香川の創造を図るため、森林を含む「みどり」についての基本的な考え方を明らかにしたものとして、「香川県緑化推進基本計画」（第1次計画：平成13～22年度）および「香川県森林・林業基本計画」（第1次～2次計画：平成7～17年度）を策定し、これらに基づき「みどり」に関する諸施策を進めてきました。

その後、平成14年3月に、緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な考え方を明らかにした「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年本県条例第2号）」を制定し、その中で、改めて緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画を策定することとなり、平成18年に「香川県緑化推進基本計画」と「香川県森林・林業基本計画」の統合・見直しを行い、「香川県みどりの基本計画」（平成18年度～22年度）を策定しました。

現行の「香川県みどりの基本計画」（第2次：平成23年度～27年度）では、元気な森林づくり、安心できるみどりづくりをめざして、各分野にわたる施策を進めているところですが、平成27年度に、この計画期間が終了することから、これまでの取組みの成果を引継ぎ、一層進めるとともに、現行計画策定以降のみどりを取り巻く環境の変化や社会経済の状況、県民意識・ニーズ、有識者をはじめとする県民の意見などを踏まえ、平成28年度からの新たな香川づくりの指針である「次期総合計画」の基本方針に沿って、「香川県みどりの基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定するもので、森林・林業を包含した緑化の推進とみどりの保全に関する基本的な計画であるとともに、自然環境の保全およびみどりの保全と創出に関する分野においては、「香川県環境基本条例」に規定する環境の保全に関する基本的な計画です。



3 計画の期間

計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

4 計画の対象範囲

本計画が対象とする「みどり」は、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に規定する「樹木等の植物が生育する森林、農地、草地、その他これらに類する土地が形成している環境」とします。

したがって、森林、農地、草地だけでなく、公園などを含む市街地や海辺・島しょ部など県土全域の植物が生育する環境を対象とします。

第2章 県土の特徴とみどりの課題

1 県土の特徴

1 県土の特徴

(1) 地形

【小さな県土と長い海岸線、多くの島々】

県土の面積は 1,876.73 平方キロメートルで、全国で一番小さい（国土の約 0.5%）ですが、瀬戸内海に面しており、大小 110 余の島々が多島美を形成するなど、県土の海岸線延長は 700 キロメートルを超え、陸地面積 1,000 平方キロメートル当たりの海岸線延長は全国平均の 4 倍以上となっています。（面積：H26.10 現在、海岸線延長：H26.3 現在）

【変化に富んだ地形】

讃岐平野が県土の半分程度を占め、広がりのある田園風景を形成しています。

平野部から海岸・島しょ部一帯には、讃岐富士（飯野山）などに代表される孤立丘（ビュート）^{*}や屋島に代表される溶岩台地（メサ）^{*}が分布し、県土の南部には讃岐山脈が連なり、変化に富んだ地形が形成されています。

【短い河川と多くのため池】

河川は、全体に川幅が狭く、延長も短く急流で通常伏流しており、水量も多くありません。このようなことから、満濃池をはじめとする大小 14,600 余りのため池がつくられ、古くから県民の生活と密接に結びつくとともに、生物にとって大切な水辺の生息・生育環境を提供しています。（H26.3 現在）

(2) 気候

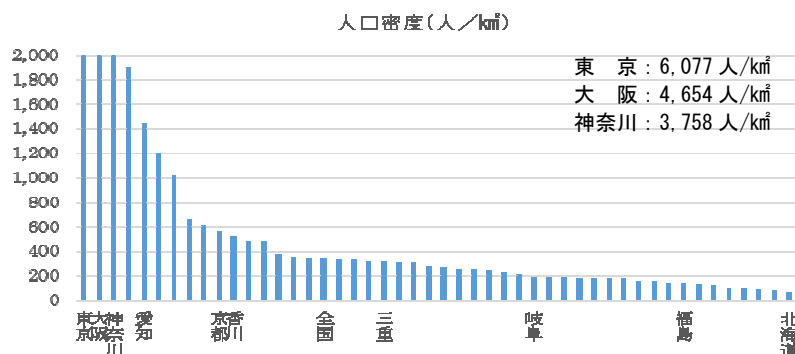
【温暖少雨と長い日照時間】

温暖で雨が少なく、日照時間の長い典型的な瀬戸内式気候に属しています。年平均気温は 16℃ 前後であり、年平均降水量は約 1,100 ミリメートルで全国 46 位です。また、年平均日照時間は約 2,100 時間で全国 11 位です。（都道府県庁所在地の 1981 年～2010 年の平年値）

(3) 社会的状況

【高い人口密度】

人口密度は 525.2 人／平方キロメートルで、全国で 11 番目と高くなっています。

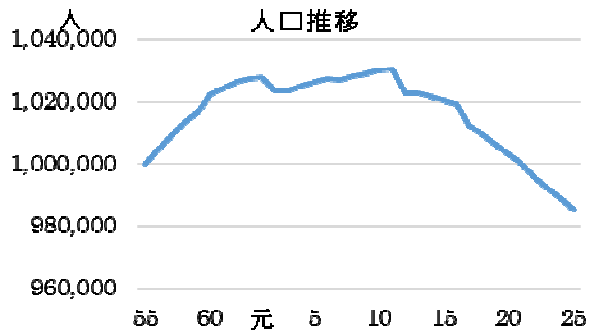


資料：100 の指標からみた香川（H25 現在）

【人口推移】

昭和 20 年以降、増加傾向にあった人口推移が平成 11 年を境に減少傾向を示しています。

資料：H27 香川県統計年鑑



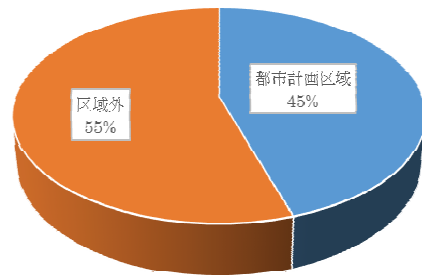
【土地利用の現状】

(都市計画区域率)

県土の 45% は都市計画区域となっています。

香川県に占める都市計画区域の割合

資料：H27 年版「香川県の都市計画」

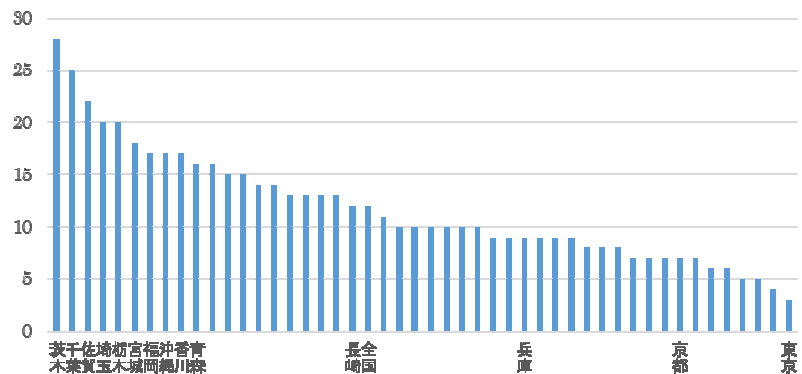


(耕地面積率)

本県の耕地面積は、減少傾向にあります。耕地面積比率は全国 9 番目と高くなっています。

耕地面積比率

資料：100 の指標からみた香川（耕地面積 H26、県土面積 H25）

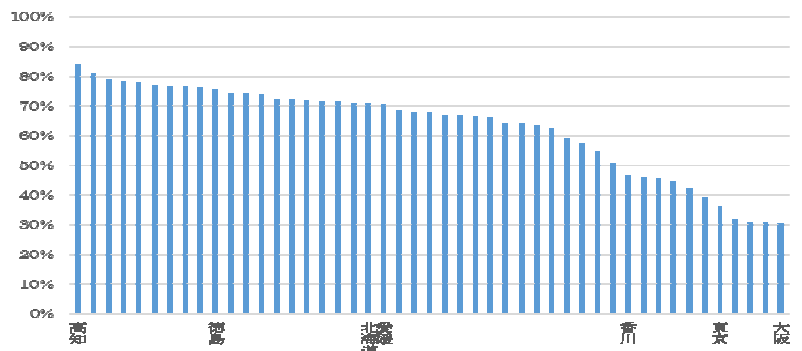


(森林面積率)

本県の森林面積比率は、47% で全国 37 位となっており低位にあります。

森林面積比率

資料：林野庁調べ (H24. 3. 31 現在)



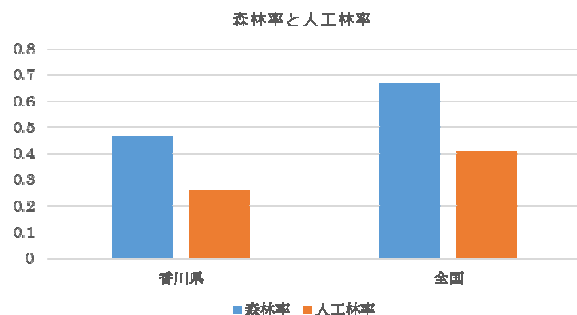
2 みどりの現状・特徴

(1) 森林のみどり

【森林率と人工林※率】

本県の森林面積は約8万8千ヘクタールで、森林率は47%（全国45番目）、森林のうち人工林は約2万3千ヘクタールで、人工林率は26%（全国44番目）となっています。

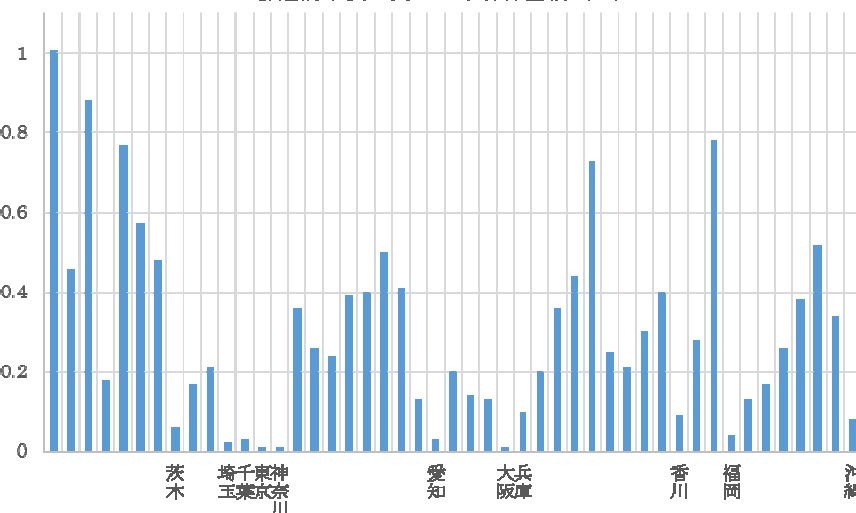
資料：林野庁調べ（H24.3.31現在）



【1人当たり森林面積】

全国の1人当たりの平均森林面積0.2ヘクタールに対して、本県は0.09ヘクタール（全国38番目）と少なくなっています。

都道府県民1人当たり森林面積（ha）

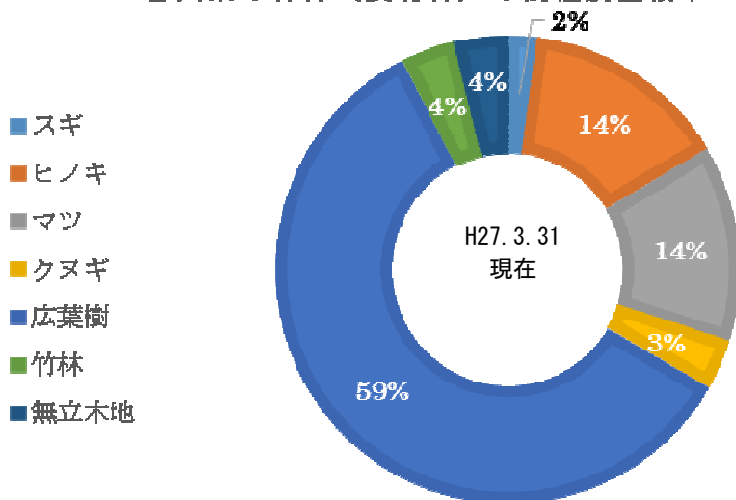


資料：森林面積は平成24年林野庁調べ、人口は平成22年国勢調査

【樹種別面積】

本県における森林は、広葉樹が59%と一番多く、次いで、ヒノキ・マツとなっています。

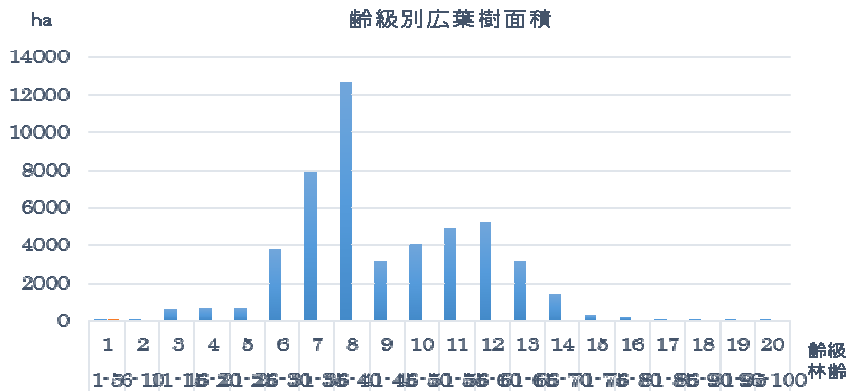
香川県の森林（民有林）の樹種別面積率



資料：みどり整備課調べ

【齢級※別広葉樹面積】

昭和 30 年代以降の燃料としての木材利用が減少したこと、昭和 50 年代前半の松くい虫被害※のピーク後に天然更新したことにより二山のピークを持ち、高齢化（10 齢級 [51～55 年生] 以上）した林分が増加してきています。

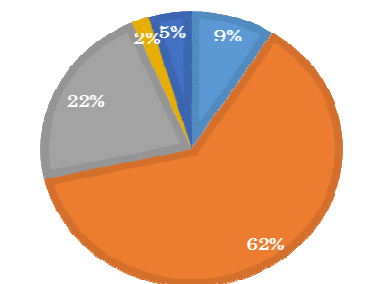


資料：みどり整備課調べ（H27.3.31 現在）

【人工林におけるヒノキ】

県内の人工林（民有林※）約 1 万 8 千ヘクタールのうち、ヒノキは約 1 万 2 千ヘクタールで人工林全体の 62%を占めています。

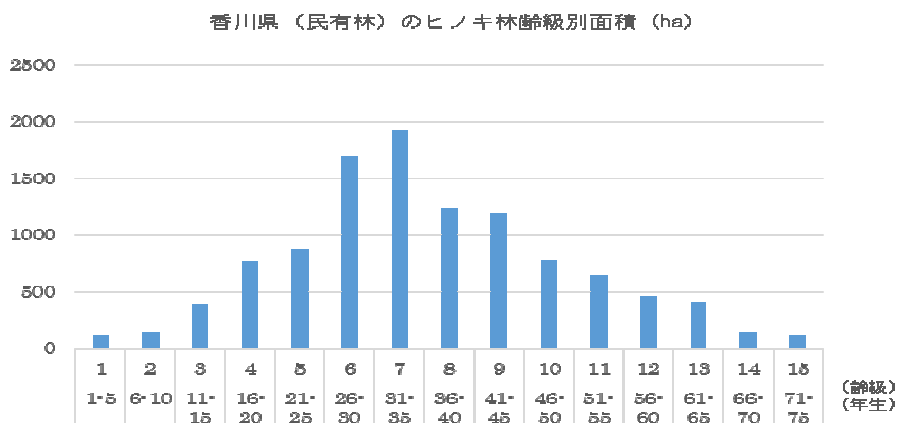
人工林（民有林）の樹種別面積割合



資料：みどり整備課調べ（H27.3.31 現在）

【齢級別ヒノキ林面積】

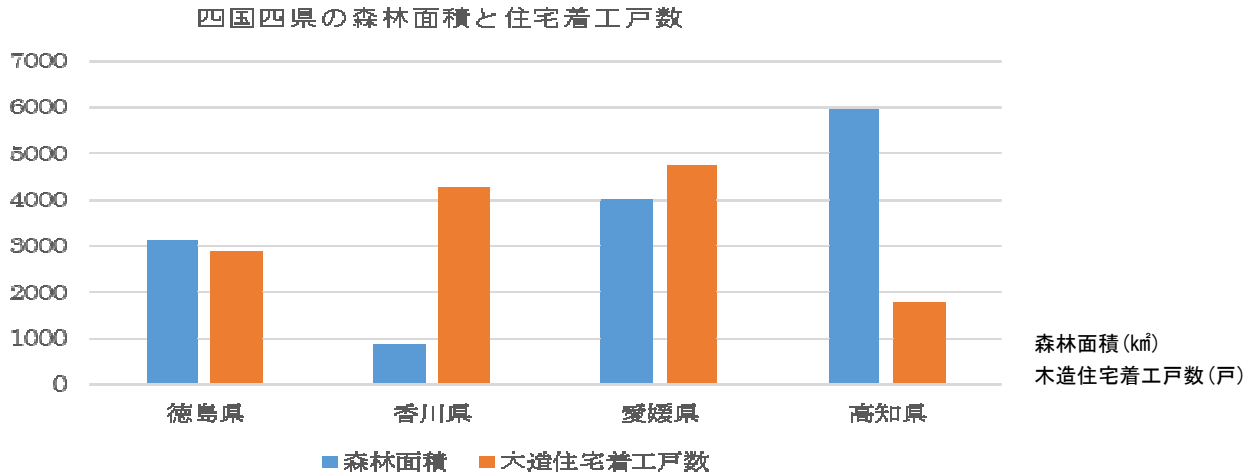
松くい虫被害の後に植栽されたヒノキは、木造住宅の柱材などに利用できる時期（7 齢級 [31～35 年生] 以上）を迎えています。



資料：みどり整備課調べ（H27.3.31 現在）

【森林面積と住宅着工戸数】

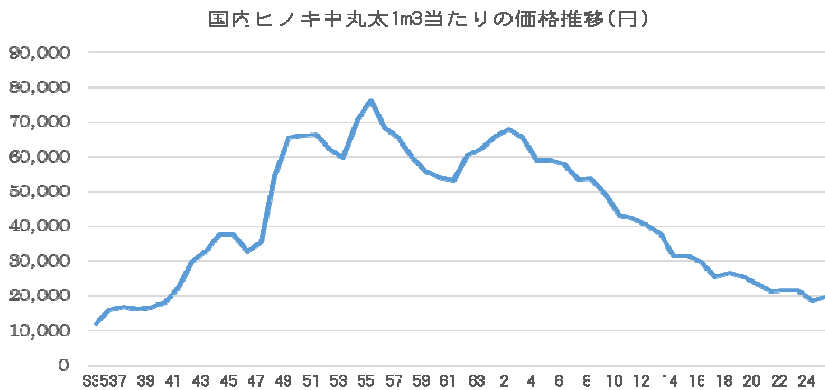
本県は、森林資源量（森林面積）に比べ、木造住宅の着工戸数は多くなっています。



資料：林野庁調べ(森林面積)、国土交通省調べ(木造住宅着工戸数)

【木材価格の推移】

国における丸太価格は、昭和 55（1980）年 をピークに、長期的に下落傾向にあり、本県においても同様の傾向にあります。



資料：林野庁（木材需給報告書）

（2）すぐれた自然のみどり

本県では、古くから高度の土地利用がなされており、原始的な自然環境は少なくなっていますが、琴平山や藤尾山のシイ・カシ林、寒霞溪周辺のイワシデ林、大滝山のブナ林や大川山のイヌシデ林などの県土に点在する自然林は、本県の原始的な植生の姿を今に伝えていきます。

本県の郷土風景としては、屋島や五色台、飯野山をはじめとするメサ地形、ビュート地形のみどりと、南部に位置する讃岐山脈が大きな特徴を形成し、本県特有の田園風景をつくりだしています。また、島しょ部では緑に覆われたいくつもの島々と、静かな海面、白砂青松の浜、散在する漁港、段々畑など自然と人間の営みが一体となった独特の親しみ深い多島海景観を形成しています。

このようなすぐれた自然景観が展開する地域については、瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸部一帯を中心にした地域が、昭和 9 年 3 月 16 日に我が国初の国立公園である瀬戸内海国立公園として指定されています。また、讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域

と大川山周辺の地域が、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園[※]として指定されています。

(3) 農地のみどり

平野部に広がる水田や畑地のみどりは、点在するため池とともに香川らしいのどかな田園景観を形成していますが、近年は、耕作放棄地[※]の増加やイノシシなどの野生鳥獣による農作物への被害の増加などに伴い、減少傾向にあります。

(4) まちのみどり

みどりは蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象[※]の緩和などにより、快適な環境形成に寄与するほか、フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により直接的な健康増進効果が得られることから、県民の心や体をリフレッシュできるレクリエーションや憩いの場として、都市公園[※]などのみどりが整備されています。

本県の都市公園は、国、県、市町がそれぞれに整備・管理しているものがあり、これらを合わせた平成26年3月31日現在の整備状況は、362カ所1,525ヘクタールとなっています。

3 みどりの課題

(1) みどりの変遷

【森林のみどり】

本県は、温暖少雨の気候に加え、古くから人口集積の進んだ地域であったために、森林は、人の暮らしと密接な関係を持ち、主に暮らしに欠かせない燃料供給源としての役割を果たしてきました。そのような時代は、都市化が進展する江戸時代から戦後しばらくの間まで300年近く続いたことから、県内のほとんどの山林は木材資源の収奪により禿山化しました。

そのため、古くから、山に木を植える活動が行われてきましたが、特に戦後の昭和31年までの7年間には、乾燥に強いマツを中心に1万3千ヘクタールに及ぶ植林が実施・達成されるなど、禿山緑化に取り組んだ結果、緑が回復し県内に広くマツ林が広がりました。

しかし、その後の高度経済成長期に入ると、いわゆる燃料革命や肥料革命により、森林は燃料供給等の役割をほとんど失い、その結果、人の手が入らなくなった森林には、次第に、広葉樹が回復してくるようになりました。また、それと同時期に、松くい虫被害が発生し、その被害は、一気に県内全域に広がって、昭和54年には被害量が約12万立方メートルとピークに達し、急速にマツ林が減少していきました。

それを機に、マツに代わって植林されてきたのがヒノキです。県内では松くい虫被害の後に造林が進められた結果、今では、約1万2千ヘクタールのヒノキ林が生育するに至っていますが、その資源内容は全国に比べて10～15年成熟が遅れ、最近ようやく収穫できる林齢にまで育ってきました。これらの人工林は手入れ不足になると林分が過密化し、それによる樹下植生の消失、表土の流出などにより森林の持つ多面的な機能が損なわれることから、これまで間伐[※]を強力に推進し、森林環境の整備が行われてきました。特に、最近では、ヒノキ林の成熟に伴い、搬出間伐の推進と県産木材の利用促進が進められた結果、県産木材の搬出量は

平成 22 年度の約 2,400 立方メートルが平成 26 年度には約 4,500 立方メートルにまで増加してきました。

一方、天然更新してきた広葉樹林は資源として成熟しつつあるものの、高齢化して萌芽能力を失いつつあるものが出始めているほか、管理放棄された竹林は森林内に侵入・拡大するなど、これまで人の手が入ることによって維持されてきた森林の持つ多面的な機能やさまざまな生き物の生息環境としての里山環境の多様性が損なわれつつあります。そのため、現代に合った形で里山と暮らしの関わりを創出する取組みとして、どんぐり銀行^{*}をはじめ、里山オーナー制度^{*}やフォレストマッチング^{*}など、森林ボランティアの育成を含め、県民参加の森づくりを推進してきました。

このように、県土の約半分を占める森林のみどりについては、かつては利用しすぎて荒廃していたものが、社会における森林の利用形態の変化により、今度は、森林の利用がうまく進まなくなったことでその環境が変化し、新たな課題が発生しているという状況にあり、改めて、その利用と保全のあり方が問われているといえます。

【農地のみどり】

水田や果樹園等の農地のみどりについては、県内における都市地域の拡大に伴い、都市と農村が近接しているところでは、農地に対して強い土地需要が生じています。その結果、県内の耕地面積は平成 26 年度では約 31,200 ヘクタールと、10 年前と比較して約 2,100 ヘクタール（約 6%）減少しています。

また、近年の農家の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地も増加しており、これまで農村地域が農業生産活動を通じて整備・保全してきた「農地のみどり」の役割である、洪水の防止や水源の涵養^{*}、美しい自然環境の保全、身近な里地の多様な生物の生息環境などさまざまな多面的機能^{*}の低下が懸念されるようになっていきます。

さらには、里地・里山での生産活動の低下は、イノシシやニホンジカ、ニホンザルなどの野生生物の生息範囲の拡大を誘発するなど、新たな問題が生じています。

【まちのみどり】

都市地域は、戦後、県内では拡大を続け、現在では都市計画区域面積は、約 7 万 6 千ヘクタールと県土の 41%を占めるまでになっています。特に、「まちのみどり」として主要な位置を占める都市公園については、都市計画区域内の一人当たりの面積が 17.79 平方メートル/人と、全国平均 10.1 平方メートル/人を上回るまでに整備されてきています。

しかしながら、身近に利用できる住区基幹公園^{*}の一人当たりの面積は 1.91 平方メートル/人で全国平均の 2.65 平方メートル/人を下回っているほか、南海トラフ地震や大規模な風水害などの災害時の救援活動拠点としての都市公園の役割が見直されるなど、日常的な憩いの場の提供などのほか、多様化する社会のニーズへの対応が求められています。

また、交流人口の増や観光振興の観点からも、道路の緑化については、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、都市機能を総合的に発揮させ、地域の魅力増への役割も求められています。

総じてまちのみどりについては、今後の量的な整備に加えて一層の管理・利用促進などにより、いかに充実させていくかが重要になっています。

（2）社会の変化を踏まえた「みどり」のあり方

本県では、社会の大きな変化として、少子化、高齢化社会の到来が現実味を帯びてきており、県人口が減少する時代を迎えています。これは、みどりの変遷のところで整理したように、かつて、社会における森林の利用形態が変化したことから、森の姿が変貌した経験を持つ本県にとって、改めて、人と「みどり」との関係が問われる時代を迎えているといえます。

特に、森林と農地の「みどり」については、これまでの産業的な利用形態が近年大きく変化してきていることを踏まえ、それらの持つ多面的な機能を今後いかに発揮・保全していくかということが大きな課題になってきており、改めて、産業としての利用を保全施策としても活用していくことが重要になっているといえます。

また、拡張してきた都市地域においても、コンパクトシティの推進など、改めて都市機能の集約化が問われる時代を迎え、まちの「みどり」についても、どのように整備・活用していくかが問われています。

このように、本県における「みどり」については総じて、その利用と保全をいかに調整し、相乗効果を上げるかが課題となっており、その場面において県民がかかわることができる状況をいかに多様に創出できるかが重要になっているといえます。

第3章 計画策定の基本的な考え方と 施策展開の基本方向

1 計画策定の基本的な考え方

【基本目標】「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

～日本一小さな県で、日本一充実した、「みどり」とともに暮らす社会の実現～

まずは、「みどり」を良い環境として守っていくのが目標です！

日本一小さい県である本県では、森林をはじめとする「みどり」は、貴重な自然環境であるとともに、生活環境や景観などのほか、水源の涵養[※]やCO₂の吸収源としてなどの多面的な機能の発揮がより重要なものになっています。

特に、本県は、人口密度が525.2人/平方キロメートルで全国11位にありますが、それは県土に占める可住地面積比率が53.4%で全国10位、耕地面積比率が16.63%で全国9位、林野率が46.67%で全国37位にあるように、古くから開発の進んだ都市的な地域です。

そのため、森林や農地を対象にした土地需要が強く、かつては森林の違法開発が問題となったことなどから、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」を制定し、本県独自の開発の事前協議制度[※]を創設するなど、「みどり」の保全に努めてきました。

また、最近ではゲリラ豪雨などによる土砂災害が多発するなど、保安林[※]整備の重要性が増しているほか、放置竹林の拡大や獣害被害の増大など、野生生物を含む自然との共生のあり方が問われるなど、複合的な「みどり」の保全が求められています。

消費県として、森林資源をはじめ「みどり」資源を有効に活用するのが目標です！

本県は、その土地利用や産業構造から都市的な消費地としてとらえることができ、四国四県で比較すると、木造住宅着工戸数は最も多い愛媛県の年間4,758棟(H26 現在)に次いで年間4,264棟(H26 現在)であるのに対して、国有林を含む県内の原木生産量は最多の愛媛県の50万4千立方メートル(H25 現在)に対して1万1千立方メートル(H25 現在)と最も少なくなっています。

そのため、これまで長らく外材[※]主導の木材需要構造にありましたが、県内でも森林資源が充実してきたこともあり、木質バイオマス[※]の利用を含め、木材消費県として、県産木材等の消費による森林保全の取組みを進めていく必要があります。

このほか、農業を通じた農地保全などのためにも、地産池消の取組みが重要になっています。

「みどり」としての森を消費する林業は、スケールメリットではなく地域内循環が目標です！

特に「みどり」の中でも、その多くを占める本県の森林は、他の四国三県に比べても、資源量も少なく、大型製材工場への原木供給を目的としたスケールメリットを活かした林業戦略は難しいこと、また、県内の木造住宅着工戸数に比べて原木生産量が少ないことから、川上から川下までの連携による「顔の見える林業」としての家づくりなど、地域内資源循環・経済循環を目指します。

暮らしの中でいかに森と関わるかを真剣に考えていきます！

県土面積が狭く、都市化が進んでいる状況は、県内全域が一日生活圏にあり、どこに住んでいても森林をはじめとする「みどり」の環境にアクセスしやすいことを意味しています。

特に、都市化された暮らしはストレス社会と言われますが、「みどり」は暮らしの中に潤いをもたらすかけがえのない社会資本です。そのため、狭い県土で「みどり」が身近にあることを活かし、暮らしの中に多様な「みどり」とのふれあいを取り入れ、豊かな暮らしを実現できるように、県民参加の森づくりに積極的に取り組み、さまざまな暮らしの中のニーズに対応した「みどり」とのふれあいを創出します。

このように、改めて、「みどり」と人・社会とのかかわり方に焦点を当て、「みどりの有効活用により、地域を元気に、暮らしを豊かに、人を笑顔にすることで、みどりを守る」をコンセプトに、「香川県次期総合計画」における「成長する香川」、「信頼・安心の香川」、「笑顔で暮らせる香川」という三つの基本方針を受けて、みどりの基本目標を「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」とします。

これにより、日本一小さな県で、日本一充実した、「みどり」とともに暮らす社会の実現を目指して、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、「せとうち田園都市の新たな創造」の実現を図るものです。

【施策体系見直しの観点】

現行計画では、「森林」、「里地里山」、「まち」、「海辺・島しょ部」の四つのエリアに区分し、エリアごとの基本目標と施策展開の基本方向を定め、多様な「みどり」を対象とした諸施策を推進してきました。

今回、本計画の基本目標の設定を受けて、新たに施策展開の基本方向を、「森林をはじめとするみどりの利用と保全のあり方」、「農地や都市のみどりなど暮らしに身近なみどりをいかに充実させていくのか」、さらには、「県民とみどりの多様なかかわり方をいかに創出していくのか」といった三つの視点で集約し、それぞれを「森林資源の活用と里山再生の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」という三つの大項目として整理しました。

【基本目標】

「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」

【三つの大項目】

- 1 森林資源の活用と里山再生の推進
- 2 暮らしを支えるみどりの充実
- 3 県民総参加のみどりづくり

2 施策展開の基本方向

緑化の推進とみどりの保全に関する諸施策の展開に当たっては、三つの大項目ごとに、施策展開の基本方向を次のとおり定めます。

(1) 森林資源の活用と里山再生の推進

森林をはじめとする「みどり」の利用と保全のあり方としては、成熟しつつある県内のヒノキ人工林^{*}と広葉樹林をいかに活用しながら整備・保全していくかが問われています。

そのためには、従来からの林業振興としてのヒノキ人工林の整備と利用を進めることと、資源として蓄積しつつある利用可能な広葉樹林や広がりつつある竹林の利用による里山の再生・整備が必要とされています。

このような「森林資源の活用と里山再生の推進」という基本方向について、中項目として、以下の四つに整理しました。

- ①森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、高性能林業機械^{*}の導入や路網^{*}整備の促進による造林や素材生産コストの削減などにより、森林整備の推進を図ります。
- ②木材利用による林業の活性化とそれによる森林整備の促進を図るため、県産木材の認知度を高めるとともに、公共建築物等における県産木材の利用促進に取り組みます。
- ③持続的な里山の整備を進めるため、広葉樹材や竹材などの利用促進や放置竹林対策に取り組み、里山再生の推進を図ります。
- ④森林所有者の森林経営意欲を高めるとともに、森林整備の主要な担い手である森林組合^{*}などの雇用対策を支援するなど森林・林業の担い手育成に取り組みます。

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

農地や都市の「みどり」など暮らしに身近な「みどり」をいかに充実させていくのかについては、まずはみどりの環境として保全していくこと、そして優れた「みどり」については将来に亘り守り維持していくこと、さらには県民が身近にふれあうことのできる「みどり」についてはその質をいかに充実させていくかが問われています。

そのため、「暮らしを支えるみどりの充実」という基本方向について、中項目として、以下の三つに整理しました。

- ①山地災害防止対策や乱開発防止対策、病虫獣害対策などの実施により、保安林や農地、藻場^{*}などのみどりを適切に管理・保全するなど、暮らしを守るみどりの保護・保全に取り組みます。
- ②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全に取り組むとともに、自然公園^{*}等の利用促進や定期的な巡視等の必要に応じた措置を講じることにより、すぐれた自然の保護・保全を図ります。
- ③みどりが持つ憩いや癒しの機能を身近で享受するため、都市部の緑化促進や森林公園などの整備・利用など、身近なみどりの整備・管理に取り組みます。

(3) 県民総参加のみどりづくり

県民と「みどり」の多様なかかわり方をいかに創出していくのかについては、本計画期間内に全国育樹祭が開催されることから、これを契機に県民参加の森づくりの機運を高め、県民参加の森づくりの一層の充実を図ります。

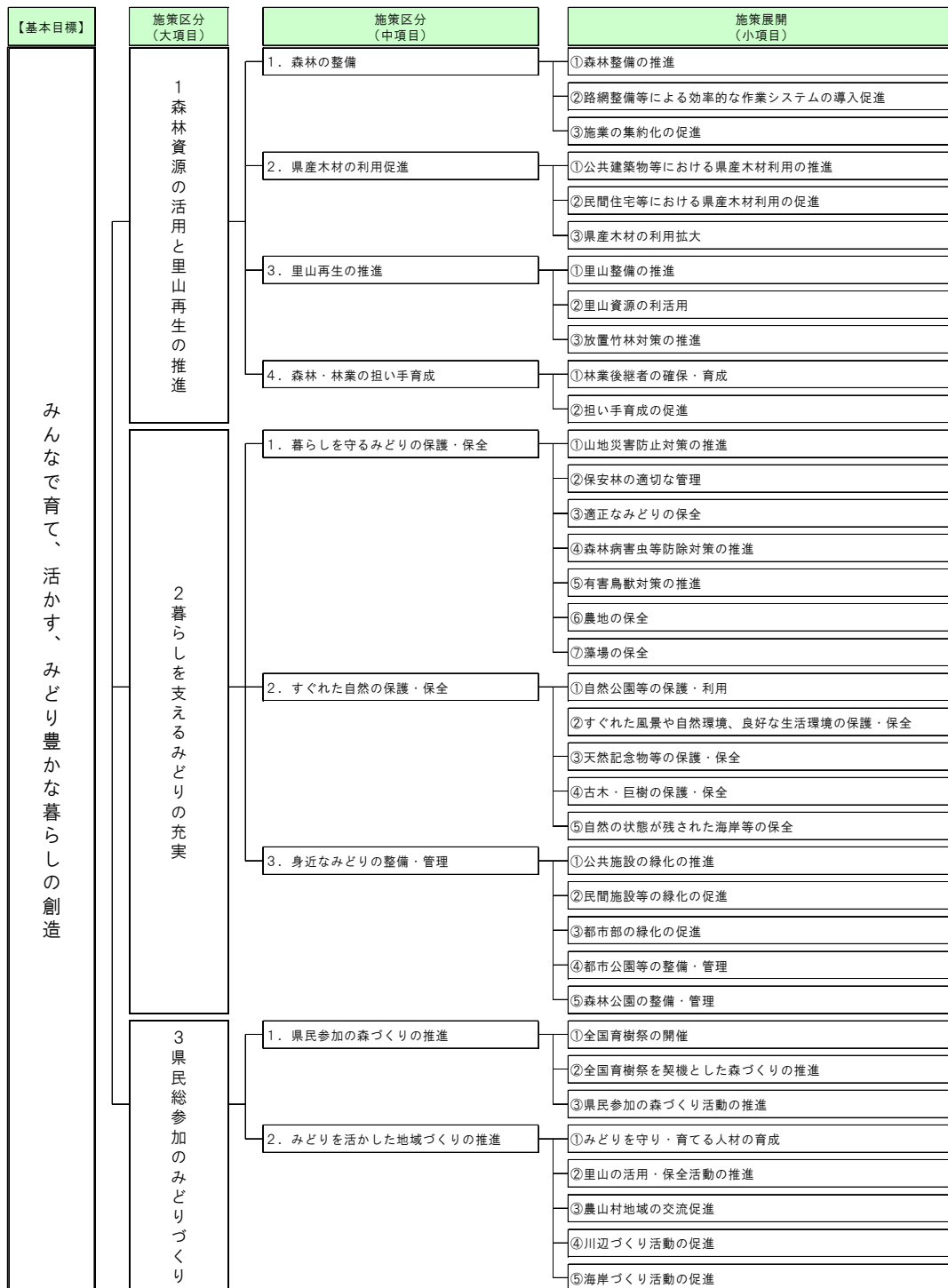
特に、これまで、どんぐり銀行^{*}や森林ボランティア活動などの普及・定着に取り組んできた実績を踏まえ、その活動の担い手となる人づくりから幅広い参加手法の開発までの取組みを通じて、みどりとふれあう活動の充実を図り、みどりとふれあいが暮らしを豊かにする地域づくりを進めます。

そのため、「県民総参加のみどりづくり」という基本方向について、中項目として、以下の

二つに整理しました。

- ①全国育樹祭を開催するほか、講演会や記念行事を開催するなど、全国育樹祭の開催を契機として、森づくりに対する県民の理解を深め、県民参加の森づくりを一層推進します。
- ②みどりを守り、育てる人材を育成するとともに、里山の活用・保全や農山村地域と都市住民との交流、川辺や海岸の保全活動など、みどりを活かした人づくり・地域づくり・社会づくりを推進します。

3 施策体系



第4章 施策の展開

この章では、3つの施策展開の基本方向に沿って、施策の方向性および具体的方策を示します。

【基本方向】 1 森林資源の活用と里山再生の推進

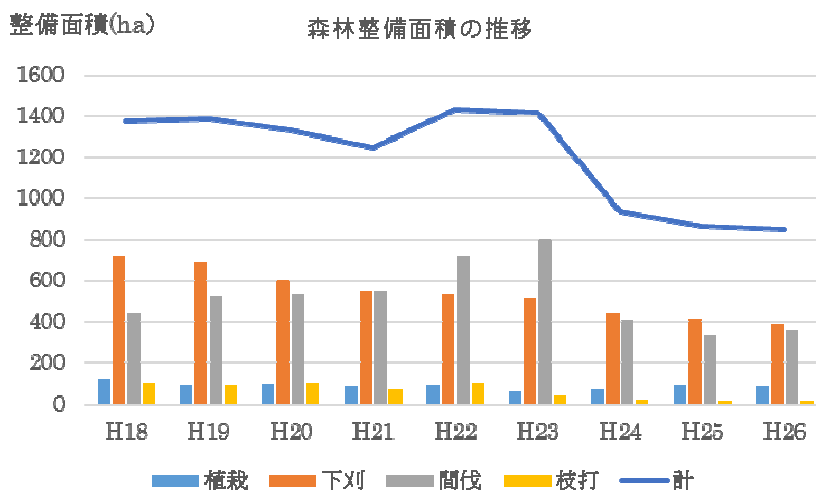
- (1) 森林の整備
- (2) 県産木材の利用促進
- (3) 里山再生の推進
- (4) 森林・林業の担い手育成

(1) 森林の整備

①森林整備の推進

【現状と課題】

- 県土の約47%を占める森林は、水源の涵養*や山地災害防止などの機能をはじめ、二酸化炭素の吸収源のほか、木材生産など、多面的な機能*を有していることから、その機能を維持するため、多様な森林の整備を推進することが重要です。
- 地球温暖化防止や花粉症対策、植栽の低コスト化など、森林に対する多様なニーズに対応した森林の整備が必要です。



【施策の方向性】

- 森林の有する多面的な機能に対応した森林整備の基本的な方針を定め運用します。
- 多面的機能*を維持・増進するため、適切な施業方法により森林所有者などが行う植栽や下刈、間伐*などに対して支援します。
- 多様な森林整備を進めるため、地球温暖化防止対策に対応した成育の優れたエリートツリ

一や花粉症対策に対応した少花粉のスギ・ヒノキ、松くい虫被害※に抵抗性のあるマツの育種およびコンテナ苗による育苗等の試験研究に取り組みます。

【具体的方策】

- 森林計画制度の適正な運用
- 多様な森林整備に対応した造林事業等の促進
- 間伐材搬出費の支援
- 多様なニーズに則した育種・育苗の試験研究およびその普及

②路網※整備等による効率的な作業システム※の導入促進

【現状と課題】

- 高性能林業機械等の導入による効率的な森林整備を推進するためには、林道などの路網の整備を促進することが重要です。
- 持続可能な森林経営の確立に向けて、継続して利用できる森林作業道※の整備や作業システムの改善による生産性の向上を図ることが重要です。
- 作業システムは、自然的条件などから各事業地により異なるなど多様であるため、低コスト施業を行うためには、適切な作業システムを選択することが重要です。

【施策の方向性】

- 森林管理道※の整備を引き続き推進するとともに、市町などが実施する林業専用道※の開設など、路網の整備を促進します。
- 丈夫で簡易な森林作業道の整備を促進します。
- 低コストで効率的な搬出間伐などを促進するため、高性能林業機械などの導入を支援します。
- 森林所有者や森林組合※など地域の林業関係者が、各事業地に合った最適な作業システムの選択ができるよう、一定の広がりを持つ同じ条件下の地域で、効率的な木材生産が可能となるいくつかのモデル的な作業システムを示すなど、技術・知識の普及・指導を行います。

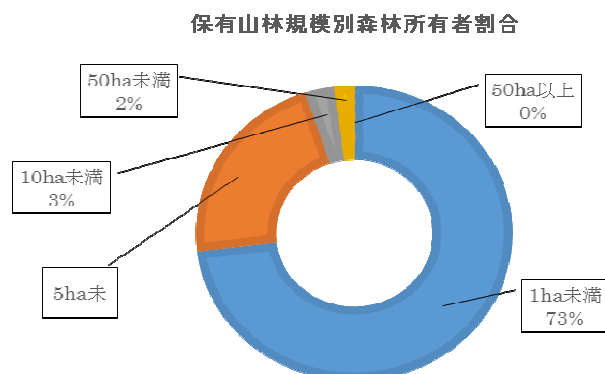
【具体的方策】

- 森林管理道の整備推進、林業専用道の整備促進
- 丈夫で簡易な森林作業道の整備の支援
- 高性能林業機械の購入・リースの支援
- 地域における作業システムの構築

③施業の集約化※の促進

【現状と課題】

- 森林が小規模零細な所有構造にある中、持続的な森林の経営を確立するためには、面的なまとまりのある森林を確保し、効率的な施業を実現していくことが重要です。



○作業システムなどの専門的な技術や知識を有する森林総合監理士^{*}を育成し、市町および森林所有者などへの指導体制を強化する必要があります。

【施策の方向性】

○森林施業の団地化、集約化を積極的に促進し、森林所有者や森林組合などにより森林経営計画^{*}が作成され、これに基づく森林施業が着実に実施されるよう支援します。

○最新の森林資源などの情報を収集・整理し、施業の集約化を実施するための基礎データとして活用します。

○地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の策定への協力やその実現に必要な活動の推進を担うことができる人材（森林総合監理士）を育成するとともに、その資質の向上のための研修を実施します。

【具体的方策】

- 森林経営計画策定の促進
- 森林情報システム^{*}のデータ整備および提供
- 森林総合監理士の育成

（２）県産木材の利用促進

①公共建築物等における県産木材利用の推進

【現状と課題】

○公共建築物等における県産木材の利用は、「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する法律」に基づいた取組みが行われ、一定量が利用されていますが、さらに県産木材の利用を拡大していくためには、県や市町が率先して公共建築物等で利用することが必要です。

【施策の方向性】

○平成 24 年 3 月に策定した「香川県公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき、本県がみずから率先して、その整備する公共建築物等における県産木材の利用を推進します。

○各市町が、本県方針に即して策定した「公共建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」に基づき整備する施設において、県産木材の利用が図られるよう支援します。

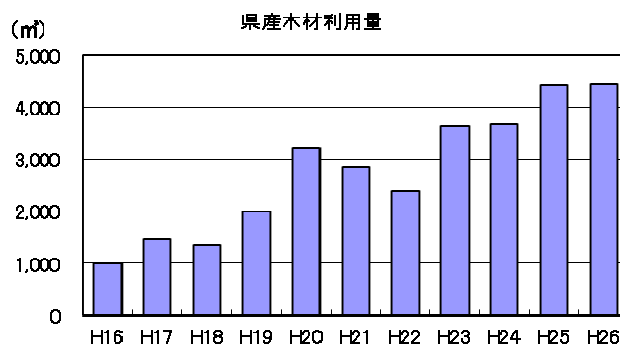
【具体的方策】

- 県有施設における県産木材の利用推進
- 市町が整備する公共建築物における県産木材の利用促進

②民間住宅等における県産木材利用の促進

【現状と課題】

○県産木材の搬出量が平成 16 年の 1,003 立方メートルから平成 26 年の 4,461 立方メートルと増えつつあるため、今後は県産木材におけ



資料：みどり整備課調

る供給体制の充実や、民間住宅等への利用を進めることが重要です。

- 香川県森林組合連合会と香川県木材協会で構成する運営協議会が、平成 25 年 4 月に香川県産木材認証制度^{*}を創設し、運用を開始しており、認証材の認知度を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 「かがわ木材加工センター」を拠点として、県内の森林・林業関係者が推進する県産木材の利用促進につながる加工・流通体制の拡充を支援するとともに、隣県の原木市場と連携して県産木材の利用促進に努めます。
- 「香川県産木材認証制度」の運用により、県産木材の認知度を高めるとともに、県産木材のブランド化を推進します。
- 森林組合や木材関連企業および県内工務店など、川上と川下が連携した県産木材住宅を提案する取組みを支援します。

【具体的方策】

- かがわ木材加工センターを拠点とした県産木材の流通体制の拡充支援
- 県産木材のブランド化の推進
- 県産木材を利用した民間住宅等の普及活動を支援

③県産木材の利用拡大

【現状と課題】

- 県産木材の認知度が低いことから、県民に県産木材を使った製品の流通について PR することにより、その認知度を高める必要があります。

【施策の方向性】

- 木の良さの普及や木材利用の意義・情報等の発信、県産木材を活用した木材製品などの PR を行うため、家具・建具に至るまで利用の裾野を広げた木材関連イベントの開催などの PR 活動を支援します。
- 「かがわの森 アンテナショップ」(高松シンボルタワー「かがわプラザ」内)で、柱材やベンチなどの木製品の展示・販売、PR を行うとともに、木材関係団体や森林ボランティアなどと連携して、木材普及のためのイベントなどを随時開催し、県産木材製品の販売促進と需要拡大を図ります。
- 県産木材の利用拡大のため、新たな需要の開拓に向けた CLT などの新技術について情報収集を行い、普及啓発に努めます。

【具体的方策】

- ウッディフェスティバル^{*}など各種イベントにおける県産木材の PR 活動の支援
- 「かがわの森 アンテナショップ」などにおける県産木材製品による PR 活動の推進
- CLT など新技術の普及啓発

(3) 里山再生の推進

①里山整備の推進

【現状と課題】

- 人と里山との関わりが希薄化し、放置された広葉樹林や竹林の拡大によって、里山林の有

する多面的機能の低下が懸念されていることから、多様な森林環境の整備を促進するための仕組みが必要になっています。

- 地域における健全な森林の造成・整備を進めるため、地域住民などによる自主的な取組みを活性化する必要があります。

【施策の方向性】

- 里山の整備を促進するため、広葉樹や竹林などの多様な森林環境の整備に対する支援制度について検討します。
- 広葉樹林および竹林の適正な管理と利用などについて、地域における取組みの支援や森林管理技術の普及を行います。

【具体的方策】

- 里山の整備を促進するための支援制度の検討
- 里山利用のモデル的な取組みの支援
- 広葉樹林・竹林の整備技術の普及

②里山資源の利活用

【現状と課題】

- 本県の森林の約7割は天然林*ですが、その多くは資源として利用されていません。また、ヒノキなどの人工林*では、柱材などに利用できない細い間伐材なども切ったまま残されて林地残材となり、未利用資源となっています。これらの資源は、再生可能エネルギー*源としての利用が期待されています。
- 広葉樹材等を活用した特用林産物*の生産拡大の取組み支援や産地化などの検討をする必要があります。
- 竹炭、竹酢液、竹パウダー*などの竹製品は、まだまだ認知度が低いため、各種森林関連イベントでの展示や業者間のマッチングなどの支援をする必要があります。

【施策の方向性】

- 広葉樹や林地残材など、未利用資源の利用を促進します。
- 森林所有者の林業経営への関心を高めるとともに、地域の活性化を図るために、「木の駅」の取組みを促進します。
- 原木シイタケ*など、地域の特用林産物の積極的なPRなどに努めます。
- 穂先タケノコ*、竹パウダー、竹炭・竹粉炭・竹酢液等の生産や、新たな商品開発の取組みなどを支援します。

【具体的方策】

- 未利用資源（広葉樹・林地残材等）の利用促進
- 「木の駅」の取組みの促進
- 各種イベントでのシイタケなどの特用林産物のPRおよび情報提供
- 竹資源の活用に取り組む企業等の支援

③放置竹林対策の推進

【現状と課題】

- 放置竹林の拡大は続いている状況にあることから、放置竹林対策を促進する必要があります。

す。

【施策の方向性】

○道路周辺などへ拡大している放置竹林については、災害防止の観点から、その伐採などの取組みを支援します。

【具体的方策】

■放置竹林の伐採、樹種転換等の促進

(4) 森林・林業の担い手育成

①林業後継者の確保・育成

【現状と課題】

○森林所有者の高齢化により、所有山林の森林整備が進まない状況にあり、後継者の育成が急務となっています。

○林業研究グループは、林業経営の実践者、地域林業のリーダーとしての役割を担っており、その自主的な活動を助長し、地域林業のリーダーの育成・確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

○自主的な森林管理や林業活動を促進するため、森林所有者などの技術向上を目的とした講座を開催します。

○研修会への参加の支援や、林業経営・育林技術の指導強化を図り、林業研究グループの活動の活性化を支援します。

【具体的方策】

■森林・林業教室の開催
■林業研究グループの活動支援

②担い手育成の促進

【現状と課題】

○森林組合などの作業班員は、年間を通じて間伐をはじめとする森林整備の作業に従事しており、県内の森林整備の中心的な役割を担っています。

○森林組合などの作業班員数は、平成21年度以降は増加の兆しが見られるものの、長期的には減少傾向にあることから、引き続き、育成・確保を図ることが必要です。

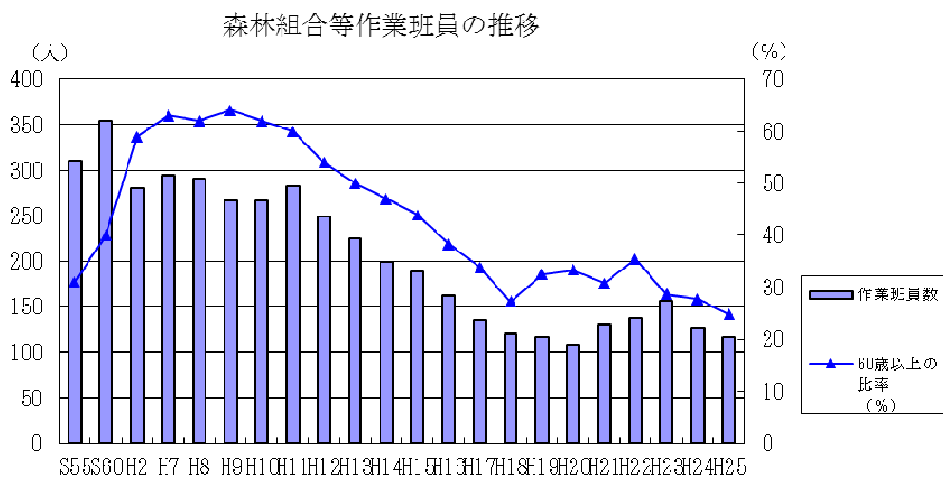
○地域の特性に応じた森林整備を推進していくために、効率的な森林施業の計画を策定できる専門知識を持った人材の育成が必要です。

【施策の方向性】

○森林組合などが取り組む、作業班員に対する労働安全衛生研修や技術研修などを支援します。

○「林業労働力確保支援センター※」が行う、林業への就業希望者を対象とした、求職情報の提供や技術研修、各種相談活動に対して支援します。

○森林施業プランナー※認定制度に基づく森林施業プランナーを育成します。



資料：「森林組合統計」（みどり整備課 H26. 3. 31 現在）

【具体的方策】

- 森林整備の担い手育成・確保の支援
- 「林業労働力確保支援センター」の運営支援
- 森林施業プランナー等の育成支援

【基本方向】 2 暮らしを支えるみどりの充実

- (1) 暮らしを守るみどりの保護・保全
- (2) すぐれた自然の保護・保全
- (3) 身近なみどりの整備・管理

(1) 暮らしを守るみどりの保護・保全

①山地災害防止対策の推進

【現状と課題】

- 山地災害が発生するおそれのあるか所については、山地災害危険地区^{*}に指定しており、平成26年度末現在、本県の民有林^{*}には3,386か所の危険地区があります。
- 山地災害の未然防止を図るためには、砂防^{*}事業等との連携を図りながら、山地災害危険地区を中心に、治山^{*}事業を推進していくことが重要です。
- 設置した治山ダム等の施設が効果を発揮し続けるためには、維持管理と長寿命化対策を適切に行う必要があります。

【施策の方向性】

- 荒廃した森林の早期回復を図るとともに、危険度の高い山地災害危険地区における治山ダムの整備率を高めるなど、山地災害の防止対策を進めます。
- 砂防事業や国有林治山事業との連携・調整を図り、効果的に治山事業を進めます。
- 設置から一定年数を経過した治山ダムの老朽化状況等を点検し、施設の長寿命化対策について検討します。

【具体的方策】

- 治山ダムの設置による山地災害防止対策の実施
- 土砂流出防備保安林^{*}等の整備
- 治山施設の長寿命化対策の検討

②保安林の適切な管理

【現状と課題】

- 保安林は、山地災害防止や水源の涵養などの公益的機能^{*}の発揮が特に期待されており、本県の民有林面積の約24%である19,104ヘクタール（平成26年度末現在）が保安林に指定されています。
- 森林法の「保安林制度」を適正に運用し、保安林の機能の維持に努めるとともに、災害などにより被災した保安林や荒廃のおそれがある保安林については、機能を回復する必要があります。

【施策の方向性】

- 森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況、保全対象の状況を踏まえ、保安林を指定・解除するなど、適正な配備に努めます。

- 保安林に係る制限行為（立木竹の伐採、土地の形質の変更など）に対する許可などを通して、保安林制度の適正な運用に努めます。
- 山地災害防止などの機能が低下している保安林は、機能の回復を推進するなど、保安林の保全・管理に努めます。

【具体的方策】

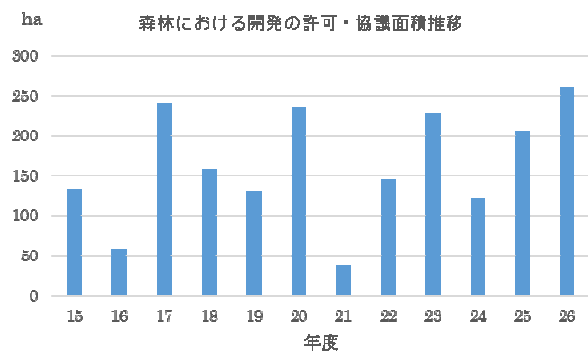
- 保安林の適正な配備
- 保安林制度の適正な運用
- 治山事業による保安林の機能の回復

③適正なみどりの保全

【現状と課題】

- 森林等のみどりは、ひとたび開発行為が行われると容易には元に戻らないことから、その適切な保全を図る必要があります。
- 採石や花崗土採取などによる開発跡地が景観上や防災上問題となっていることから、開発事業者に対し確実に開発跡地を緑化させる措置を取る必要があります。
- 秩序ある開発を促すため、みどり豊かであるおいのある県土づくり条例を制定し、「事前協議制度^{*}」の運用や「みどりの保全協定^{*}」を締結しています。事前協議制度などを適切に運用するとともに、違法開発の防止や早期発見のための監視を実施する必要があります。

資料：みどり整備課調べ（H27.3.31現在）



【施策の方向性】

- 森林法に基づく「林地開発許可制度^{*}」の適正な運用により、森林の無秩序な開発を防止するとともに、関係機関と連携しながら、開発行為に対する定期的な指導・監視の実施に努めます。
- みどり豊かであるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用により、森林0.1ヘクタール以上の土地開発行為（その他の土地にあつては1ヘクタール以上）に対して秩序ある開発を促すとともに、土地利用の調整や開発跡地の確実な緑化を図ります。
- 開発跡地の緑化を確実にを行うため、一定要件の土地開発行為について、跡地の緑化を義務付けるとともに、確実な緑化を保証するため、みどりの保全協定を締結します。
- 違法な開発行為の防止と早期発見のため、みどりの巡視員^{*}による監視や航空機を使った上空からの監視等を継続して実施します。

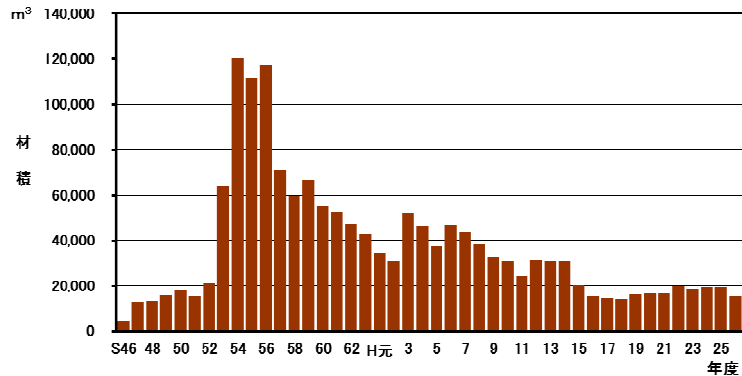
【具体的方策】

- 「林地開発許可制度」の適正な運用と林地開発行為に対する定期的な指導・監視の実施
- みどり豊かであるおいのある県土づくり条例の「事前協議制度」の適正な運用
- 開発跡地の確実な緑化のためのみどりの保全協定の締結
- みどりの巡視員や航空監視による監視の徹底

④森林病害虫等^{*}防除対策の推進

【現状と課題】

○松くい虫被害は、ピーク時の昭和54年に約12万立方メートルあった被害が、平成26年には約1万5千立方メートルとピーク時の約13%にまで減少していますが、今後も、地域にとって重要なマツ林を保全するため、松くい虫被害対策を行う必要があります。

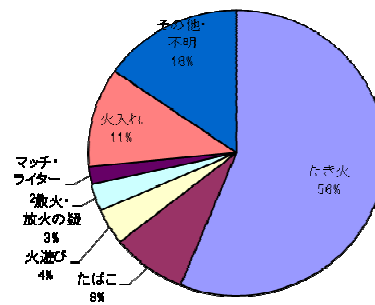


○全国的にコナラなどに被害が拡大している「ナラ枯れ^{*}」については、現在、本県で発生はしていませんが、ナラ枯れは、初期対応が重要であることから、市町などへの周知や情報収集を行う必要があります。

○林野火災や干害などの気象災が発生すると、何十年もかけて育てた森林が一瞬にして失われることから、林野火災の未然防止などに取り組む必要があります。

○過去5年間（平成22年～平成26年）に発生した林野火災は102件あり、冬から春にかけて多発する傾向があります。林野火災の主な原因は、たき火やたばこの火の不始末等となっており、林野に立ち入る人々に対する注意喚起が必要です。

香川県の出火原因別林野火災発生状況(H22年 - H26年)
過去5年間の件数比



資料：危機管理課調

【施策の方向性】

- 国、県、市町で連携して松くい虫被害対策を計画的に推進するとともに、環境に配慮した適切な防除を実施し、保安林や公園区域など地域にとって重要なマツ林の保全に努めます。
- ナラ枯れ情報の収集に努めるとともに、効果的な被害防止策が講じられるよう、伐倒駆除^{*}などの防除技術の指導や普及啓発に努めます。
- 森林所有者の損害を抑えるため、森林保険^{*}の加入促進に努めます。
- 林野火災を未然に防止するため、市町等と連携し、出火原因や発生時期など傾向を踏まえ、効果的な林野火災予防の普及啓発に努めます。
- みどりの巡視員等による適正な火気の取扱い指導を徹底します。

【具体的方策】

- 地域の実情に合わせた松くい虫被害対策の実施
- ナラ枯れ情報の収集と防除技術研修会等の開催
- 森林保険の加入促進
- 林野火災予防の啓発
- みどりの巡視員による火気の取扱い指導および監視

⑤有害鳥獣対策の推進

【現状と課題】

- 小豆島の森林では、ニホンジカによる造林木の食害や樹皮の剥離被害が発生していることなどから、被害の防止対策が必要です。
- イノシシなど野生鳥獣による農作物等への被害は、農業者の生産意欲を減退させ、農地の保全や農業の振興に大きな障害となっています。
- 有害鳥獣捕獲をさらに推進するとともに、放任果樹の伐採など野生鳥獣を集落に寄せ付けない環境づくりを強化する必要があります。
- 鳥獣保護法の改正を踏まえ、これまでの市町主体による有害鳥獣の捕獲に加え、増えすぎて人間社会と軋轢を生じている野生鳥獣については、市町と連携しながら県が主体となった個体数調整を実施する必要があります。

【施策の方向性】

- 森林所有者によるシカ防護柵の整備等の被害防止対策を支援します。
- 地域住民に対して、鳥獣の基礎知識の研修や効果的な捕獲方法等の普及を図るとともに、集落ぐるみで取り組む野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりを推進する地域リーダーを育成するなど、将来に亘って鳥獣被害対策を実践する担い手を確保するため人材育成事業等を実施します。
- 有害鳥獣捕獲を引き続き推進するとともに、住居集合地域等に出没するイノシシや生息範囲が拡大しているニホンザルとニホンジカについて、新たに県捕獲隊を結成し、市町と役割分担して積極的な捕獲を実施します。

【具体的方策】

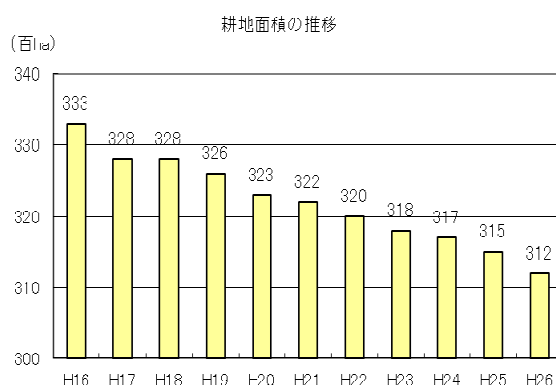
- 野生鳥獣による森林被害の防止対策支援
- 鳥獣被害対策推進のための地域づくりと人材育成
- 有害鳥獣捕獲への支援等
- 県捕獲隊による捕獲の実施

⑥農地の保全

【現状と課題】

- 農村地域は、農業生産活動を通じて、洪水の防止や水源の涵養、美しい自然環境の保全などさまざまな多面的機能を発揮していますが、高齢化や後継者不足、耕作放棄地^{*}の増加などにより、集落機能^{*}が弱体化するとともに、多面的機能が低下しているため、集落営農の推進などにより耕作放棄地の未然防止を図るとともに、耕作放棄地解消のための対策を実施する必要があります。

- 耕作放棄地が増加していることや、本県は県土面積が小さいうえに都市と農村の近接により農地に対して強い土地需要が生じていることなどが



資料：「耕地面積調査」（農林水産省）

ら、県内の耕地面積は平成 26 年度で約 31,200 ヘクタールと、10 年前と比較して約 2,100 ヘクタール（約 6%）減少しています。そのため、農地法の適正な運用により、農地を保全・確保していく必要があります。

○ため池や農業用排水路などの農業水利施設は、地域住民に「うるおい」や「やすらぎ」の場を提供するとともに、多様な生物の生息場所となっており、整備に当たっては、環境や景観、希少生物の保全に配慮する必要があります。

【施策の方向性】

○農村地域において、農業生産活動の継続はもとより、農業者や地域住民などによる、水路や農道、ため池などの農業用施設の保全管理活動や農村環境の質的向上、施設の長寿命化を図る協働活動を支援し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の促進に努めます。

○農業振興地域整備計画※において農用区域として指定された農地については、優良農地としてその保全を図るとともに、農地法に基づく転用許可制度※の適正な運用を図り、農地の保全・確保に努めます。

○地域の環境や生態系、景観に配慮した農業水利施設の整備に取り組みます。

【具体的方策】

- 農地等の保全と多面的機能の維持・発揮活動に対する支援
- 農業振興地域制度や農地転用許可制度※の適正な運用
- 環境や景観に配慮した農業水利施設の整備

⑦藻場※の保全

【現状と課題】

○高度経済成長期以降、埋立てなどの各種開発や水域環境の変化などにより、藻場の減少が進行しており、藻場が水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能について解明を進めるとともに、その機能の回復や保全を図る必要があります。

【施策の方向性】

○藻場が持つ水産資源を守り育てる機能や水域環境を改善する機能について解明を進めるとともに、藻場分布状況の把握、藻場造成の実施により、良好な漁場環境づくりを推進します。

【具体的方策】

- 水産資源を守り育てる藻場の保全や造成による拡大

（2）すぐれた自然の保護・保全

①自然公園※等の保護・利用

【現状と課題】

○瀬戸内海沿岸の島しょ部や海岸地帯を中心にした地域は、昭和9年3月16日に瀬戸内海国立公園として指定されています。その中心となる島しょ部では、大小110余りの島々が多島海景観を形成しており、瀬戸内海の優れた自然景観を保全していくことが重要です。

○讃岐山脈の大滝山から竜王山を経て滝の奥峠に至る地域と大川山周辺の地域は、平成4年9月14日に大滝大川県立自然公園として指定されています。このようなすぐれた自然環境を

有する地域については、適切な保護・管理に努める必要があります。

- 四国四県では、良好な自然の中での散策や探勝を広域的に楽しめる「四国のみち」（四国自然歩道）※を共同で整備しており、その適切な維持管理と利用促進を図る必要があります。

自然公園の指定状況

区 分	名 称	面積 (ha)		
		全地域	特別地域	普通地域
国 立 公 園	瀬戸内海	18,171	9,008	9,163
県 立 自 然 公 園	大滝大川 (高松市塩江町、まんのう町)	2,363	564	1,799
計		20,534	9,572	10,962

【施策の方向性】

- 自然公園法や香川県立自然公園条例に基づき、指定地域における開発行為などに対する適正な指導・管理に努めます。
- 瀬戸内海国立公園の園地においては、これまでに整備した園路や展望所などの老朽化対策と公衆トイレの洋式化や案内標識の多言語表記化などの国際化対応を図ることにより、公園の魅力を一層向上させるとともに、園地を活用したウォーク行事や自然観察会など、身近な自然に触れることができるイベントを開催します。
また、瀬戸内海の多島海景観を眺望できる代表的な展望地や地域住民の健康づくりのための園地を活用したモデルウォークコースを選定し、ホームページなどで紹介することにより、園地の利用の促進を図るとともに、地域の活性化に努めます。
- 県立自然公園については、これまでに整備した施設の維持管理を適切に行うとともに、指定管理者制度※を活用して、積極的な広報活動の実施や自然観察会などの各種イベントの充実により施設の利用促進に努めます。
- 四国のみちについては、これまでに整備した施設の維持管理を適切に行うとともに、ウォークイベントなどを開催することにより、利用促進に努めます。

【具体的方策】

- 大滝大川県立自然公園等のすぐれた自然環境の保全
- 国立公園、県立自然公園および四国のみちの利用施設、案内板等の適切な維持管理
- 指定管理者制度を活用した県立自然公園の利用促進（自然観察会の継続実施等）
- 環境保全団体等と連携し、国立公園の園地や四国のみちを活用したウォーキング行事等の実施による利用促進

②すぐれた風景や自然環境、良好な生活環境の保護・保全

【現状と課題】

- すぐれた天然林や特異な地形・地質、野生生物の生息・生育地など貴重な自然環境を対象として香川県自然環境保全地域※を4か所指定しており、その適切な保護・管理に努める必要があります。

名 称	所在地	面積 (ha)	
		全地域	特別地域
弥谷山 自然環境保全地域	三豊市三野町	33.96	29.47
藤尾山 自然環境保全地域	高松市	37.27	37.27
水主 自然環境保全地域	東かがわ市	4.41	4.41
女体山 自然環境保全地域	さぬき市	12.38	12.38
計	4か所	88.02	83.53

○自然的、社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが当該地域の良好な生活環境の確保に資するものを香川県緑地環境保全地域*として5か所指定しており、その適切な保護・管理に努める必要があります。

名 称	所在地	面積 (ha)
七宝山 緑地環境保全地域	三豊市豊中町	50.95
大高見峰 緑地環境保全地域	綾川町、丸亀市綾歌町	124.10
小松尾山 緑地環境保全地域	三豊市山本町	2.99
大水上 緑地環境保全地域	三豊市高瀬町	6.51
間川 緑地環境保全地域	さぬき市	4.24
計	5か所	188.79

○開発行為など事業活動が環境に与える影響は大きいため、環境影響評価制度*の適正な運用等により、環境への負荷を低減する事業者の取組みを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 県内の自然環境の現状把握に努め、巡視活動などにより、自然環境保全地域や緑地環境保全地域の適切な保護・管理に努めます。
- 開発事業による環境への影響を回避・低減するため、一定規模以上の開発事業に対する環境影響評価制度の適正な運用を図ります。

【具体的方策】

- みどりの巡視員による自然環境保全地域や緑地環境保全地域の巡視の実施
- 香川県環境影響評価条例等に基づく環境影響評価制度の適正な運用

③天然記念物*等の保護・保全

【現状と課題】

- 名勝（国指定および県指定）6件、天然記念物（国指定および県指定）41件など、本県の自然や歴史、文化を特徴づける文化財を指定しており、適切に保護することが重要です。
- 住民に親しまれているものや由緒あるもの、または学術的価値のあるもののうち、その周辺の土地と一体となって良好な自然環境を形成しているものを香川県自然記念物*に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。

【施策の方向性】

- 名勝、天然記念物などの定期的な巡視活動を行うことにより、その保護に努めるとともに、必要な場合は樹勢回復*等を実施します。
- 良好な自然環境を形成している天然記念物を定期的に巡視することにより、適切な保護・保全に努めます。

【具体的方策】

- 天然記念物等の樹勢回復等の実施
- 文化財保護指導委員*による文化財の定期的な巡視の実施
- みどりの巡視員による天然記念物の定期的な巡視の実施

④古木・巨樹の保護・保全

【現状と課題】

○名勝、天然記念物に指定されたもののほかにも、地域のシンボルとして人々に親しまれている古木や巨樹などが多数分布しています。これらを香川の保存木※（122件）に指定しており、適切に保護・保全することが重要です。

【施策の方向性】

- 郷土景観の重要な要素、あるいは地域のシンボルとして親しまれている古木や巨樹を適切に保護します。
- 古木・巨樹の調査を実施し、治療が必要な場合は、土壌改良などの樹勢回復を実施するなど、保全活動を行います。

【具体的方策】

■市町やNPO※等との協働による香川の古木・巨樹の調査、樹勢回復の実施

⑤自然の状態が残された海岸等の保全

【現状と課題】

- 自然状態の海岸は、海辺の生物に生息・生育環境を提供し、本県本来の海辺の姿を示すとともに、白砂青松の景観に欠くことのできない要素となっています。砂浜、岩礁などが自然の状態で維持されている自然海岸を自然海浜保全地区※として23か所指定しており、適切に保護・保全することが重要です。
- 安全で、自然と共生し、環境面や利用面に配慮した海岸の整備や維持管理を行っていく必要があります。
- 河川は、山地や丘陵から平野部、海へと流れ下る中で、周辺の自然環境と一体となって多様な動物や植物の生息・生育環境を形成し、これらを結ぶ生態的な回廊※としての役割を担っています。また、流域の社会と深く関わり、うるおいのあるまちづくりに寄与しています。河川の整備に当たっては、治水※・利水※対策上の観点だけでなく、防災機能を確保しつつ、自然環境や周辺地域の景観に配慮した対策が求められています。

【施策の方向性】

- 自然海岸は、貴重な植生の分布地であり景観上も重要なことから、巡視などにより、指定された自然海浜保全地区の適切な保全に努めます。
- 海岸の整備に当たっては、防災対策とあわせ、海岸が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境にも配慮したうるおいのある海辺空間の保全・創出に努めます。
- 河川の整備に当たっては、治水対策とあわせ、河川が本来有している動物や植物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川環境を保全・創出するためにt※を推進します。

【具体的方策】

- みどりの巡視員による自然海浜保全地区の巡視の実施
- 安全・安心な、うるおいのある海岸の整備（自然環境に配慮した工事や維持管理の実施）
- 多自然川づくりの推進（親水性※や自然環境に配慮した工事や維持管理の実施）

（3）身近なみどりの整備・管理

①公共施設の緑化の推進

【現状と課題】

- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全、都市防災などにおける、みどりの機能や役割が注目されており、庁舎や学校、病院などの公共施設においては、立地環境などに応じて、質の高い緑化を率先して行っていくことが求められていることから、敷地の制約はあるものの、より効果のあるみどりづくりを進めていく必要があります。
- 屋上緑化*普及のモデルとなるよう県庁舎屋上に庭園を設置し、県民が見学できるよう開放しています。

【施策の方向性】

- 県が設置し、または管理する公共施設については、屋上緑化や壁面緑化*等の地域の特性を踏まえた緑化を図ります。
- 屋上緑化の普及モデルとして県庁舎屋上の庭園を管理・運営します。

【具体的方策】

- 香川県公共施設緑化基準*およびr*に基づく県有の公共施設の緑化
- 県庁舎屋上の庭園の適切な管理・運営

②民間施設等の緑化の促進

【現状と課題】

- 街なかの広場や街路等では、花や樹木の手入れを行っている自治会やボランティアなど、多くの人たちが地域の緑化活動に取り組んでいます。また、企業や社会福祉施設などにおいても、地球温暖化の防止などの観点から、建築物等の緑化に取り組んでおり、これらの緑化活動を促進する必要があります。
- 本県には「樹木医*」が27人（平成26年度現在）おり、緑化相談や樹木の治療相談など緑化活動の相談役として活躍しています。
- 街なかの緑を増やすためには、県民が気軽に緑づくりについて相談できることが必要です。
- 近年、暮らしの中での花づくり等に関心が高まっており、園芸総合センターで花きの展示や園芸相談に取り組み、花と緑の快適環境づくりを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 都市計画区域にある民間施設等の芝生化や建物緑化を推進します。
- 地域の緑化活動を促進するため、樹木医による「みどりのSOS相談*」や緑化技術等の情報を提供します。

【具体的方策】

- 都市部における民間施設等の緑化に対する支援
- 緑化相談など民間の緑化活動の支援
- 園芸総合センターでの園芸相談等の実施

③都市部の緑化の促進

【現状と課題】

- 道路緑化の計画・設計においては、地域の特性・自然環境・道路の規格構造・沿道条件などに適合するよう配慮し、植栽の場所、範囲および樹種などを決定するとともに、維持管理を含め、全体を通じて調和をとり、地域にふさわしいみどりづくりを進めていく必要がある。

あります。

- 道路の環境美化活動や緑化活動を行うボランティア団体を支援する「香川さわやかロード※」の運営により、今後とも、住民自身の手による植栽や維持管理などを推進し、地域に親しまれる道づくりを進める必要があります。
- 港湾を取り巻く環境の変化により、快適なウォーターフロントの形成や防災拠点としての港湾緑地の整備が求められています。
- 港湾整備にあわせた港湾緑地の整備など、環境と調和のとれた地域づくりを推進し、快適な生活環境の創造を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 道路緑化に当たっては、道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等、当該緑化に求められる機能を総合的に発揮させることにより、道路空間や地域の価値向上に資するよう努めるとともに、交通の安全、適切な維持管理および周辺環境との調和に取り組みます。
- 道路の緑化に関心のある方が、「香川さわやかロード」の活動に参加する契機とするため、また、道路愛護団体として活動している方々の活動を継続していくため、講習会の開催や参加団体の増加に取り組みます。
- 港湾の整備に当たっては、市街地やその周辺における自然環境の保全や景観と一体性を持ち、イベントの開催や住民の憩いの場、港湾就業者のための休息の場所および震災時の緊急物資の集積等のための広場、緑地等について整備を推進するなど、安全・安心なうるおいのある港湾の整備に取り組みます。

【具体的方策】

- 植栽などの道路修景の実施
- アダプト・ロード・プログラム※制度「香川さわやかロード」の推進（緑化作業講習会の開催、情報誌「さわやか通信」の発行等）
- 安全・安心なうるおいのある港湾の整備（港湾緑地の整備）

④都市公園※等の整備・管理

【現状と課題】

- 本県の都市公園は栗林公園などの歴史公園※や風致公園※が多く、都市計画区域内の一人当たりの都市公園面積は17.79㎡/人で、全国平均10.1㎡/人を上回っていますが、身近に利用できる住区基幹公園※の一人当たりの面積は1.91㎡/人で全国平均の2.65㎡/人を下回っています。（平成25年度現在）
- 日常的な憩いの場であり、災害時の救援活動拠点の役割も担う都市公園については、安全で安心して利用できるよう、適切に維持管理していく必要があります。

【施策の方向性】

- 快適な生活環境の創造を図るため、都市公園や緑地などの整備を図ります。
- 災害時の救援活動拠点としての役割など、多様化する社会のニーズへの対応や地域の歴史・文化的特性の活用などを考慮しながら、都市公園の計画的な修繕・改築に努めます。
- 市町などとの連携を図りながら、都市公園の適切な維持管理に努めます。

【具体的方策】

- 各種都市公園や緑地などの整備
- 既存の都市公園の計画的な修繕・改築
- 都市公園の適切な維持管理

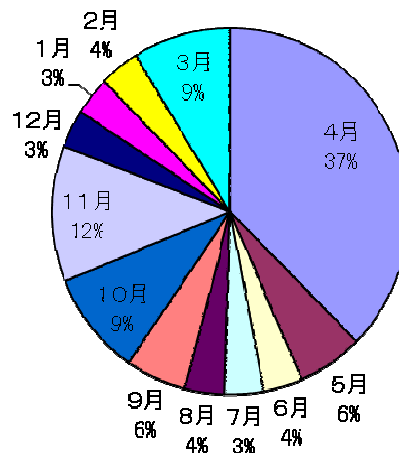
⑤森林公園の整備・管理

【現状と課題】

- 森林公園は、県民の心身の健康の増進や森林および緑化に関する知識の向上を図ることを目的に、豊かな自然の中でのレクリエーションや憩いの場として、公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドの3施設が設置されており、施設の適切な維持管理を図る必要があります。
- 森林公園の利用は春の花見や遠足等の行楽時期に集中するなど、利用状況に時期的な偏りが見られます。
- 県民利用の一層の促進を図るため、新たな利用方法について検討する必要があります。

名称	開園年度	面積 (ha)
公渕森林公園	昭和53年度	93
満濃池森林公園	昭和63年度	64
ドングリランド	平成8年度	31

公渕森林公園・満濃池森林公園の月別入園者数の率



資料：みどり整備課調

【施策の方向性】

- 県民が安全に安心して利用できるよう、施設の充実を図るとともに、適切な維持管理を行い、年間を通じた施設の利用促進に努めます。
- 県民の利用が少ないエリアを確認し、森林公園全域が県民から喜ばれるような管理・運営に努めます。

【具体的方策】

- 施設の計画的な修繕および指定管理者による適切な維持管理
- 施設の効用を十分に発揮することができる企画、イベント等の実施
- 森林公園の新たな価値の創出

【基本方向】 3 県民総参加のみどりづくり

(1) 県民参加の森づくりの推進

(2) みどりを活かした地域づくりの推進

(1) 県民参加の森づくりの推進

①全国育樹祭の開催

【現状と課題】

○平成29年秋季の香川県満濃池森林公園での第41回全国育樹祭の開催に向けて、関連行事も含め、着実に準備を進める必要があります。

【施策の方向性】

○県民の森づくりへの機運を高め、県民参加の森づくりの一層の推進を図るため、平成29年秋季に第41回全国育樹祭を香川県満濃池森林公園で開催します。

○全国育樹祭の併催行事として、県内外の林業関係者や森づくりを実践している企業・ボランティア団体等が参加し、森林・林業の課題をテーマに、特別講演およびパネルディスカッションを行う「育林交流集会」や緑の少年団[※]相互の研鑽と幅広い緑の少年団活動の推進を図るため、全国から選出された緑の少年団と県内の緑の少年団が一堂に集い、活動発表や交流集会を行う「全国緑の少年団活動発表大会」を開催します。

○全国育樹祭の記念行事として、林業の機械化による森林施業の効率化を森林・林業関係者へ一層普及するために、全国の林業機械メーカー等による最新の林業機械などの展示・実演を行う、「森林・林業・環境機械展示実演会」を開催します。

○全国育樹祭の開催機運を高めるため、市町や関係団体等の協力を得て、1年前プレイベントなどを含め各種記念行事を実施します。

【具体的方策】

■全国育樹祭の開催

■併催行事や記念行事など全国育樹祭関連行事の開催

②全国育樹祭を契機とした森づくりの推進

【現状と課題】

○全国育樹祭の開催を契機として、森づくりや緑化推進の次世代を担う「緑の少年団」の活動や新たな結成・育成を支援する必要があります。また、毎年開催している県植樹祭[※]では、植樹活動とあわせて枝打ちや施肥などの育樹活動を盛り込んだ開催とする必要があります。

○人と森林との関わりの希薄化によって放置される森林が増え、森林が有する多面的機能の低下が懸念されることから、森づくりに対する県民の理解を深めることが必要です。

【施策の方向性】

○森づくりや緑化推進の次世代を担う「緑の少年団」の活動を支援します。

○全国育樹祭の開催を契機に、県植樹祭において植樹活動とあわせて枝打ちや施肥などの育

樹活動を実施します。

- 全国育樹祭の開催を契機に、本県の特色を活かした新たな森林整備などのみどりづくりの推進体制について検討します。

【具体的方策】

- 緑の少年団の活動支援
- 県植樹祭における育樹イベントの開催
- 幅広い県民が参加するみどりづくり体制の検討

③県民参加の森づくり活動の推進

【現状と課題】

- 森林をはじめとするみどりは、県民共通の財産であり、県民総参加でみどりづくりを進める必要があるため、県民がみどりづくりへ参加するきっかけづくりを行うことが必要です。
- 近年、CSR^{*}活動に関心のある企業や団体による森づくり活動が盛んになっており、引き続き、市町や森林ボランティアなどと連携し、企業等による森づくり活動を支援していく必要があります。
- 森づくりは将来にわたって引き継がれることが重要であるため、未来を担う子どもたちが森づくりに参加することが期待されます。
- 公益財団法人かがわ水と緑の財団が民間の緑化活動を支援するために行っている、「緑の募金^{*}」の取組みを促進する必要があります。
- 県内の森林資源は成熟しつつあり、森林整備活動だけでなく、暮らしの中で木材製品を利用することも、県民参加の森づくり活動につながります。このため、県民に暮らしの中で木材を利用することの意義を理解してもらうことが必要です。

【施策の方向性】

- 森林ボランティア等の参加を得て、毎年11月11日の「かがわ 山の日^{*}」に合わせて県植樹祭を開催し、森林保全の重要性を普及啓発していきます。
- 森林ボランティア団体に対し、森林ボランティア活動に関する情報の提供が円滑に行われるよう、県内の森林ボランティア団体にKFVN（香川森林ボランティアネットワーク）への登録を呼びかけます。
- 利用者共通の魅力ある活動を取り入れるなど、里山オーナー制度^{*}の見直しを検討します。
- 森林所有者による管理が行き届かなくなった森林情報をCSR活動に関心のある企業等に提供し、企業・市町・県等との森林整備協定による森づくり活動を促進します。
- 「森林の整備等によるCO₂吸収量認証制度」をきっかけとして、CSR活動に関心のある企業・団体の森林整備活動への参加を促進するため、引き続きリーフレットの配布等による制度のPRに取り組みます。
- 子どもたちによる森づくりを中心とする緑づくり活動への参加を一層進めるため、「どんぐり銀行^{*}」活動を見直し、さらに充実させることにより活性化します。
- 緑化活動のための資金を充実させるため、街頭キャンペーンなど「緑の募金」活動に積極的に協力します。また、「緑の募金」による助成事業について、県民への周知に協力します。
- 子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう機会の提供に努めます。

【具体的方策】

- 「かがわ 山の日」に合わせた県植樹祭の開催
- KFVN（香川森林ボランティアネットワーク）への勧誘
- 里山オーナー制度の見直しの検討
- フォレストマッチング*の推進
- CO₂吸収量認証制度のPR
- 「どんぐり銀行」活動の見直し・充実による活性化
- 「緑の募金」活動への協力
- 木育活動の推進

（２）みどりを活かした地域づくりの推進

①みどりを守り・育てる人材の育成

【現状と課題】

- 本県では、「かがわフォレスター*」として85人（平成26年度末現在）が登録され、森づくり活動のリーダーとして活動しています。今後も、そのような人材の育成が必要です。
- 森づくり活動や森林ボランティアに関する情報発信や、森づくり活動の場と機会の提供を行う必要があります。
- 森林ボランティアに興味のある人に森づくり活動を体験してもらい、「森づくり」に対する理解を深めることが重要です。

【施策の方向性】

- 森林環境教育*の拡充により、「みどりを守り・育てる」人材を育成します。
- 森林ボランティアの活動に必要な安全講習などを実施します。
- ドングリランドで県民が森林とのふれあい活動や森づくり体験を行う機会を提供します。
- 森林ボランティアに対する理解を深め、森づくり活動への新たな参加を促すため、各種広報媒体を通じて森林ボランティア活動などの情報を広く提供します。

【具体的方策】

- 森林環境教育の拡充による暮らしを豊かにする「みどりの生涯学習制度」の創設
- 森林ボランティア活動等の情報発信
- 森林づくり体験の機会提供・情報発信

②里山の活用・保全活動の推進

【現状と課題】

- 森林が持つ多面的機能を発揮するため、森林ボランティア団体が県内のさまざまな地域で森づくり活動を行っています。
- 森林の保健利用を進めるためには、森林の地形を利用した歩行や運動、森林内レクリエーションなどの方法によって、心身の健康維持・増進、疾病の予防を行うような利用の取組みも必要です。

【施策の方向性】

- かがわ森林・山村多面的機能発揮対策協議会と連携しながら、森林・山村多面的機能発揮

対策活動を行う森林ボランティアを支援します。

- 森林の持つ保健利用の効果をPRするとともに、保健利用の場としても森林を活用し、提供することを目標に、市町やフィールドの整備・維持管理を行っている団体などとの連携を図り、利用を促進します。

【具体的方策】

- 地域の森づくり活動の支援
- 森林浴の効能を活かした森林空間利用の促進

③農山村地域の交流促進

【現状と課題】

- 農山村は、豊かな自然や歴史、文化など、さまざまな魅力ある資源が数多く存在しており、農林業の営みを通じて、これら地域資源の保全をはじめ、洪水の防止や教育、保健・休養などの多面的な機能を有しています。
- 近年、人々の自然志向や価値観、ライフスタイルの多様化が進み、ゆとりある生活を楽しみたい人々の増加や見る観光から体験する観光へ、団体旅行から家族・小グループ旅行への移行が見られる中、多様な交流と体験を実現できる農山村に大きな期待が寄せられており、都市と農山村との交流の可能性が拡大しています。
- 農山村に対する都市住民の理解促進に努めるとともに、交流を促進し、農山村の活性化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 農山村の魅力ある地域資源や多面的機能を効果的に活用したグリーン・ツーリズム※の推進を図り、都市住民との交流を促進します。
- 農業体験ツアーやグリーン・ツーリズムフェア等の実施により、ふるさと香川の魅力に触れるとともに、ホームページなどを活用し、積極的に情報を発信します。
- グリーン・ツーリズムに取り組む市町や農業者等が行う交流促進活動、施設整備などを積極的に支援します。
- 四国四県など他県と広域的に連携し、県外からの誘客を促進するなど、グリーン・ツーリズムによる交流人口の拡大を図ります。
- 地域資源を活用した、より多様で魅力的なかがわの農山漁村体験活動の実践者を発掘し支援します。

【具体的方策】

- グリーン・ツーリズム関連施設を活用した新たな活動モデルの構築
- 体験ツアーやフェアの開催、インターネットなどによる情報発信
- 市町や農業者等が行う情報発信や交流促進活動、交流施設の整備等の支援
- 大都市圏でのPR活動やキャンペーンの開催
- グリーン・ツーリズム実践者の発掘支援

④川辺づくり活動の促進

【現状と課題】

- 河川等の水辺の環境を整備するため、地域住民、市町、県等が協働して、生物の生息空間

の確保、親水空間の保全・創出などに取り組む必要があります。

- 河川の特徴や地域の風土・文化などの個性を活かしつつ、地域と連携した河川の環境整備・保全ならびに環境美化を推進するため、行政と県民のパートナーシップを強化し、美しいふるさとの川辺づくりを促進する必要があります。

【施策の方向性】

- 身近な水辺の保全と活用を図るため、地域住民などの団体が、自主的に河川を清掃するなど、美化・愛護活動を実施するパートナーシップ事業^{*}や香の川創生事業を推進するとともに、啓発活動に取り組みます。

【具体的方策】

- ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例に基づく「香の川創生事業」の推進（水質改善、水生生物の保全、水辺の美化活動等の実施）
- 河川愛護運動の推進

⑤海岸づくり活動の促進

【現状と課題】

- 海岸漂着物等（海岸に漂着したごみおよび散乱しているごみ）は浜辺の景観や岩礁、干潟^{*}等に生育・生息する生物に影響を及ぼしており、回収・処理する必要があります。
- 本県が管理する海岸の一定区間を、地域住民などの団体やボランティアが、自主的に清掃などの美化活動や愛護活動を実施し、海岸を美しくする活動の輪は、県内の各地で実施されていますが、今後とも広範に参加を呼びかけるとともに、県民との連携を深め、海岸の美化、愛護運動を展開する必要があります。

【施策の方向性】

- 海岸管理者（県・市町）や民間ボランティアにより海岸漂着物等の回収・処理を行うとともに、海岸漂着物等の発生抑制のための普及啓発を推進します。
- 地域住民などの団体が、自主的に海岸を清掃するなど、美化・愛護活動を実施するパートナーシップ事業を推進するとともに、瀬戸内海環境保全知事・市長会議（13府県、22市で構成）が実施する3000万人瀬戸内海クリーン大作戦、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会（11府県、約100市町で構成）が実施する海岸の美化や愛護運動活動を支援します。

【具体的方策】

- 海岸漂着物等の回収処理、発生抑制のための普及啓発
- 海岸愛護事業の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

今日のみどりに関する諸問題に適切に対処するとともに、計画のめざす「みんなで育て、生かす、みどり豊かな暮らしの創造」を実現させるためには、計画を県民総参加で推進していく必要があります。

このためには、本県や市町はもとより、県民、事業者、民間団体、森林所有者、森林組合※が、緑化の推進とみどりの保全に関して果たすべき、それぞれの役割を十分に理解し、相互に連携・協力しながら、主体的かつ積極的に行動する必要があります。

主 体	果 た す べ き 役 割
県	<p>県土のみどりづくりの牽引役として、この計画に基づき、国や市町、関係部局間の調整・連携を図りつつ、緑化の推進とみどりの保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。</p> <p>このため、県民や事業者、民間団体、市町を積極的に支援するとともに、みずからも、緑化の推進とみどりの保全のための事業を実施し、また、普及啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材生産などの林業の活性化 ○森林・林業の担い手などの育成 ○森林や農地等の整備・保全 ○各種マニュアルや指針等の作成・普及 ○調査研究や技術の開発 ○県土全般の各種施策や制度の充実と適正な運用 ○モデル的事业の率先的な取組みによる市町・事業者に対する事業実施誘導 ○市町や民間団体の取組みへの支援など、県民総参加のみどりづくりの推進 ○普及啓発活動
市 町	<p>地域に最も密着した基礎的な自治体としてその役割は重要であり、地域のみどりの特性を十分考慮した施策を展開するとともに、地域のみどりづくりの牽引役として、地域住民と一体となった緑化の推進とみどりの保全に関する施策を推進することが求められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の緑化に関する各種施策や制度の充実 ○市町村森林整備計画などによる地域のみどりの整備・保全・利用 ○モデル的事业の率先的な取組みによる事業者に対する事業実施誘導 ○地域住民や民間団体の取組みへの支援 ○普及啓発活動

<p>県民</p>	<p>多様な恵みを受けているみどりを保全し、未来へと継承するためには、行政だけでなく県民の積極的な関与と協力が必要であることから、県民総参加によるみどりづくりの実現が期待されます。</p> <p>このためには、県土の保全や水源の涵養[*]などの公益的機能[*]を有するみどりを県民共有の貴重な財産としてとらえ、身近なみどりをより良きものにしていくための行動を、みずから実践していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身近な緑地の適切な管理 ○家庭や職場、地域の公園など身近な場所での積極的な緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への参加・提案 ○「緑の募金[*]」を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物[*]の利用 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
<p>事業者</p>	<p>所有地の緑化に積極的に取り組むことはもとより、企業の社会的貢献活動の一環として、地域のみどりづくりに積極的に参加することが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業所の緑化 ○県や市町、民間団体の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくり計画やボランティア活動への支援・参加・提案 ○「緑の募金」を通じた緑化活動の支援 ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
<p>民間団体</p>	<p>地域に根ざした地道な活動をしている自治会・PTAをはじめ、ボランティア団体やNPO[*]法人などの民間団体は、みどりづくりの新たな主体として期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県や市町の取組みへの積極的な参加・提案 ○地域のみどりづくりへの自発的な取組みの実施 ○地域住民などに対する取組みへの参加の呼びかけ ○県産木材や特用林産物の利用に向けた取組みへの参加・提案
<p>森林所有者</p>	<p>県土面積の約半分を占める県内最大のみどり資源である森林の所有者には、所有者として森林を管理すべきという自覚を持って、県土の保全や水源の涵養など多くの公益的機能を持つ森林を適切に管理するとともに、県産木材の搬出などに取り組むことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○適切な森林整備 ○県産木材などの積極的な搬出 ○特用林産物の生産 ○里山資源の積極的な利用

森林 組合	<p>森林所有者の協同組織である森林組合には、組合員が所有する森林の管理の受託、組合の経営基盤の強化などを積極的に行うことによって、本県の森林保全・整備の中核的な役割を担うことが期待されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域にあった低コスト林業の実施 ○森林施業の集約化[*]の取組み ○森林の有する多面的機能[*]の持続的な発揮に向けた取組み ○木材業者や工務店などの木材産業関係者との連携による県産木材[*]の利活用
----------	--

2 計画の指標

計画の進行管理は、次表のとおり指標と数値目標を設定し、毎年度達成状況を含めた進行管理を行うとともに、その結果を環境審議会に報告します。

○主要施策の指標

(1) 森林資源の活用と里山再生の推進

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26 年度実績)	32 年度目標
森林の整備	1 森林整備面積 (H28-32 年度の累計)	843ha/年	5,000ha /5 年間
	2 森林管理道 [*] の開設延長 (累計)	13.4km	17.0km
県産木材の 利用促進	3 県産木材の搬出量	4,461m ³ /年	5,000m ³ /年
里山再生の 推進	4 放置竹林対策実施面積 (H28-32 年度の累計)	—	100ha /5 年間
森林・林業の 担い手育成	5 新規林業就業者数 (H28-32 年度の累計)	77 人/5 年間 (H21-25)	50 人 /5 年間

(2) 暮らしを支えるみどりの充実

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26 年度実績)	32 年度目標
暮らしを守る みどりの保護 ・保全	6 山地災害危険地区 [*] における治山施設 [*] の整備か所数 (H28-32 年度の累計)	72 か所/5 年間 (H22-26)	90 か所 /5 年間
	7 野生鳥獣被害が発生している集落数	372 集落	200 集落
	8 狩猟免許所持者数	1,892 人	2,500 人
	9 ニホンジカの生息頭数	4,000 頭 (H25)	1,800 頭

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
暮らしを守る みどりの保護 ・保全	10 協働活動による多面的機能の維持発揮 を行う農用地面積	13,784ha/年	16,340ha/年
	11 藻場*造成面積	119ha	検討中
すぐれた自然 の保護・保全	12 みどりの巡視員*巡視日数	600日/年	600日/年
身近なみどりの 整備・管理	13 街なか緑化推進事業の実施か所数 (H28-32年度の累計)	20か所/5年間 (H23-25)	20か所 /5年間
	14 香川さわやかロード*参加団体数	140団体	140団体
	15 県民がふれあうことのできるみどりの 面積	1,848ha (H25)	1,920ha
	16 森林公園の入園者数	522千人/年	535千人/年

(3) 県民総参加のみどりづくり

施策体系 (施策区分) 中項目	指 標	現 況 (26年度実績)	32年度目標
県民参加の森 づくりの推進	17 緑の少年団*の団数 (累計)	13団	42団
	18 県民参加の森づくり参加者数	8,209人/年	9,000人/年
みどりを活か した地域づく りの推進	19 県民参加の森づくり活動団体数 (累計)	—	30団体
	20 リフレッシュ「香の川」パートナ ーシップ*協定締結団体数	89団体	99団体
	21 海岸愛護活動参加者数	20千人/年	22千人/年

3 計画の周知

この計画を効果的に推進していくためには、県関係部局や市町相互の連携関係を強化するだけでなく、この計画の内容をできるだけ多くの県民に周知することによって、緑化推進とみどりの保全の必要性について理解を得るとともに、行政や民間団体のみどりづくりの取組みに参加する契機とすることが必要です。

このため、各種イベントなどでの計画の概要版等の配布やインターネット等の活用により、広く県民への周知を図ります。